

役員を選出及び地区別ブロックに関する細則

第1条 会則第10条第2項及び同第22条第2項の規定に基づき、役員選出の手続き及び地区別ブロックに関し必要な事項を定める。

第2条 地区別ブロックは、北海道・東北・関東・信越・北陸ブロック、東京・神奈川・山梨ブロック、東海・近畿ブロック、中国・四国・兵庫・九州・沖縄ブロックの4ブロックとする。

2 各地区別ブロックに属する都道府県は、以下のとおりとする。

ブロック名	都道府県
北海道・東北・関東・信越・北陸ブロック	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
東京・神奈川・山梨ブロック	東京都、神奈川県、山梨県
東海・近畿ブロック	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県
中国・四国・兵庫・九州・沖縄ブロック	兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

3 各ブロックに所属する団体会員の数に著しい不均衡が生じる場合は、理事会はこれを見直し、総会にその変更を提案しなければならない。

第3条 地区ブロックのうち特定の2ブロックを、それぞれ「役員ブロック」「研修ブロック」と定める。

2 役員ブロック及び研修ブロックは、2年ごとに交替する。

第4条 会長候補は、以下の原則により選出し、理事会が総会に推薦する。

- (1) 会長候補は、その任期に該当する役員ブロック内の団体会員の機関長または機関長に相当すると認められる職の者のなかから、当該役員ブロック内の団体会員の互選により、通常総会の1か月前までに選出する。
- (2) 前項の「機関長に相当すると認められる職の者」は、当該図書館（室）において業務を統括し、職務上その運営に責任を負う者として、当該図書館（室）の属する機関で認められた者とする。
- (3) 理事会は、選出された会長候補を総会に推薦する。
- (4) 会長は、任期途中でその機関長または機関長に相当すると認められた職を失った場合でも、任期の間はその職務を継続する。

2 理事会は、再任に限り、団体会員の所属機関長を退任した者を、会長候補として総会に推薦することができる。

第5条 統括理事、理事及び監事候補については、会長が理事会に対して、その任期が終了する4か月前までに推薦を依頼する。

第6条 前条の依頼を受けた理事会は、次の手続きにより統括理事、理事及び監事候補を選出し、推薦の手続きをとる。

2 統括理事候補の選出は、以下の原則に従う。

(1) 統括理事候補は、過去の役員または委員長経験者から、候補者を選出する。

(2) 候補者の選出にあたっては、次期役員ブロックの意見を参考にして、理事会で選出する。

3 理事及び監事候補の選出は、以下の原則に従う。

(1) 理事及び監事候補は、その任期に該当する役員ブロック内の団体会員の構成員または個人会員から、候補者を選出する。ただし、事業局理事については、研修ブロックから同様に選出する。

(2) 候補者の選出にあたっては、同ブロック内における互選を原則とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事及び監事は、以下の場合を除き、各委員会委員長及び委員を兼ねることはできない。

(1) 事業局理事と教育研修委員長

6 一団体会員のなかから、複数の役員、委員長、または委員を選出することは、これを可とする。

第7条 会長は、総会の前までに、選出された統括理事、理事及び監事候補者の所属、氏名を公示する。

第8条 会長、統括理事、理事及び監事は、総会において承認を得る。

第9条 役員に任期途中で欠員が生じたときは、以下の原則でこれを補充する。

(1) 会長が任期途中で欠けた場合、第3条に準じて選出手続きを行ない、会員に公示した上で、理事会の承認を得る。

(2) 統括理事が任期途中で欠けた場合、第6条第2項に準じて選出手続きを行ない、会員に公示した上で、会長の承認を得る。

(3) 理事及び監事が任期途中で欠けた場合、前任者の所属する機関の構成員の中から後任を選出し、理事会の承認を得る。ただし、これが難しい場合は、第6条第3項に準じて選出手続きを行ない、会長の承認を得る。

2 前項により補充された役員の任期は、次の総会までとする。

第10条 この細則の変更は、総会の承認を必要とする。

附 則

1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2 看護図書館協議会運営要領（平成3年12月7日）は廃止する。

3 この細則は、平成18年4月22日から施行する。

4 この細則は、平成20年6月24日から施行する。

- 5 この細則は、平成24年4月21日から施行する。
- 6 この細則は、平成27年4月25日から施行する。
- 7 この細則は、2017年4月22日から施行する。
- 8 この改正細則は、2018年4月21日から施行する。
- 9 この改正細則は、2025年4月19日から施行する。